

第 30 回運営評議会議事概要

1. 日 時 平成 30 年 3 月 16 日（金） 13 : 00 ~ 14 : 35
2. 場 所 東京グランドホテル 4 階 美容の間
3. 出 席 者
委 員 菊入委員、金井委員、岡本委員、木下委員、松本委員、太田委員、石田委員、岡山委員、十菱委員、谷口委員、肘岡委員、藤江委員、町田委員、吉田委員
農業者年金基金 オブザーバー 中園理事長、榎本理事、樋口理事、山口監事、小林監事
森田農林水産省経営局経営政策課長
高橋農林水産省経営局経営政策課課長補佐
4. 議 題
 - 1 農業者年金事業の実施状況について
 - 2 加入推進の取組状況と平成 30 年度の進め方について
 - 3 最近の金融情勢と農業者年金の資産運用について
 - 4 次期中期目標・中期計画及び平成 30 年度計画について
 - 5 その他
5. 議 事 概 要
 - 議事に先立ち、会長の選出が行われ、町田委員が会長として選出された。また、町田会長の指名により、吉田委員が会長代理として指名された。
 - 資料 1 から資料 5 について、（独）農業者年金基金から説明を行った。
 - その後、意見交換が行われ、加入推進の取り組み等について各委員から発言があった。

<主な意見等>

[加入推進関係]

【意見】

- ・ 昨年、照会があったことだが、65歳から年金をもらおうと思っていた方が、63歳のときに経営移譲され、その時に65歳から経営移譲年金をもらうための繰り下げの申し出をしていなかったために、65歳になったときに、残念ながらもらえる年金額が若干目減りして、63歳時点の金額でしか出ないということがあった。今は、各種相談会なり、市町村に出向いての各種会議の中で、ご留意いただくよう注意喚起をしているが、実際に事例があったので、改めて注意喚起していただければありがたい。

【回答】

- ・ 例えば北海道では経営移譲をされる方、年金をもらう方、年金をもらう直前の方、年金をもらう1年くらい前の方を対象に説明会を開催しており、そういう周知をする取り組みが大変大事だと思っています。各種手続きについて、農業者の方に細かい手続きまで全部知っていただくことは困難な面があるので、農業委員会やJAのご担当の皆さんを通じて、注意喚起をきちんと図っていかなければならないと思っています。

【意見】

- ・ 自分が年金をもらう5年前に経営移譲しないと、付加年金がつかないということを聞いたが、もし、それが事実ならば、それを3年とか、もう少し短縮するということとはできないか。

【回答】

- ・ 旧年金では、経営移譲年金を受給するためには65歳前に必ずやらなければいけない手続きがありますが、積立方式の新年金では、何歳までに経営継承しなければ特例付加年金がもらえないということはありません。年齢的には90歳でも50歳でも、いつでも自分が良いと思ったときに経営継承していただければ良いことになっています。一方、自分が積み立てた老齢年金は、原則65歳から申請すれば受給できます。特例付加年金は、経営継承したらその時点、例えば、70歳で経営継承したら、70歳時点から特例付加年金を受給できる仕組みになっています。年齢の制限とか、経営継承時期の制限は新年金のほうはございませんのでご安心ください。

【意見】

- ・ 私は、認定農業者で、農業士もしています。目標を掲げて、毎年年金の加入推進をしていますが、地域では農業の担い手がすごく少なくなっております。一方で新規就農者の育成もしております。私もそういう年になってみると、やっぱり年金に加入しているといいなということをつくづく痛感しておりますので、もっとこの年金の良さや、現状を伝えなければいけないと思います。

少し初歩的な質問かもしれないが、資料に政策支援の対象となる若い農業者と書いてありますが、政策支援の内容をわかりやすく説明していただきたい。

【回答】

- ・ 農業者年金の保険料は、下限の保険料額が2万円となっておりますが、20歳から39歳までの若い方を対象に、認定農業者であるとか、将来的に認定農業者になるという人を対象に、最大で半額国で保険料を補助しています。一定の条件があり、ずっと出してもらえないというものではないのですが、ほかの年金制度には、国が保険料の一部を出すという仕組みがなく、そういう意味では非常に恵まれたものですので、ぜひ若い方に加入していただきたいと思います。
- ・ 農業者年金そのものが政策です。所得税法に特例規定があって、イデコなどの年金ですと、お父さんが家族全員分の保険料を払ってもお父さんの控除にはできないのですが、農業者年金の場合は、お父さんが家族全員分の保険料を払えばそれをすべて控除できています。政策支援と言われているものは、その中でも特に若い人が入る場合に国庫から

保険料に補助金が出て、その最高額が1万円という制度です。

それから、農業者年金の運営を私ども独立行政法人が行っていますので、事務費がかかりません。普通の民間の保険とか年金であれば、事務費分は全部、保険料から天引きされている。私どもの農業者年金は、独立行政法人が運営を行っていることに加えて、農業委員会やJAのほうでいろいろな事務をやっていただいていますので、その分、事務費もあまりかからない年金だという、そういう面もあります。

【意見】

- ・ 新規就農者が、年間に例えば150万円など、国とか行政から様々な助成を受けますが、それをもらっていても、政策支援をしていただけるのか。

【回答】

- ・ できます。ほかに、例えば認定農家のL資金を借りられているとか、様々な制度がありますが、そういう経営体の方々を育てるのに合わせて、農業者年金はさらに老後にも安心して農業に携わっていただけるようにという趣旨でできている制度ですので、それらをあわせて活用いただける方がいいのかなというふうに思います。

【意見】

- ・ 政策支援については、若いときに入られると思うので、これから政策支援の説明を我々も若い人たちにじっくりしていかなければならないと思っているので、政策支援についてのパンフレットの作成などもお願いしたい。

〔資金運用関係〕

【意見】

- ・ 説明資料3-1の1頁、ポートフォリオの運用状況の表と、説明資料3-2(1)①の次期政策アセットミックスの資産構成割合について、先程の説明で、国内債券が、これからリスクがありそうだという印象を持ったが、現状、国内債券が62%の構成割合なのに、リスクがありそうだという説明の国内債券の割合をこれから71%にする。それから、今の運用状況を見ると、国内株式で21%の利回り、外国株式で16%の利回りのものの構成割合を減らすというような変更計画になっているが、どういうことなのか。

【回答】

- ・ 説明資料3-1の1頁の表も、実はアセットミックスの割合としては70%。ただし、運用している期間の間に株価が上がると、割合がその期間で変動します。例えば株がどんどん上がって行って、割合が変動すれば、その後割合を修正いたします。リバランスと言いますが、リバランスをやると、その期間に上がった株価の利益を確定することができます。ですから今回もここで株価が上がって行って、もう少し株で持っていたら良いのではないかと思うのですが、そこで1回利益を確定させて、その間の株価の利潤というのも基金の中に留保していくということを行います。

それから、先ほどの説明の中で、国債が、これから危険があるということをお感じになられたのかもしれませんが、それぞれどの資産も皆やはりリスクというのはあります。一番リ

スクが高いのはやはり株です。株がハイリスク・ハイリターンであるということはよく言われていることですが、ある程度リスクをとると、株は長期で見るとある程度の利潤は出ますが、短期で見ると変動する。それは株の性格です。国債は国が運営していますので、大体安定しています。それと、外国の国債も主要な先進国を中心とした国債を買っていますので、大体安定しています。ただし、国債の持っている固有のリスクというのは、金利が上がると価格が下がる。ここが国債の問題点となります。そこを基金としてどうするかということで、今回、対処の仕方としてバーベル運用という、20年国債と短期資金を組み合わせた運用をするということで、国債の持っている固有のリスクである金利変動に伴う価格の低下を緩和しようということでございます。ですから、国債はやはり株に比べるとリスクは少ない。だけど、それでも国債の持っている固有リスクがあるので、それに対する対応としてバーベル運用というのを始めるというふうにご理解いただければと思います。

【意見】

- ・ 説明資料3-2(1)①の、この出だしに書いてある「構成割合の見直しは行わない」というのは、そういうことなのか。

【回答】

- ・ 構成割合の見直しを行わないというのは、7割のままとするということ。ここに出ている数字は瞬間風速の数字であり、この年末は株が上がった影響で、株の割合が高くなっています。

【意見】

- ・ 今のご質問にも関連するが、ポートフォリオ運用ですからリバランスをされるということ。通常、年金基金であれば、乖離許容幅みたいなものを設定して、プラス・マイナス5%を超えたらリバランスするというようなルールがあるわけですが、拝見すると、国内債券が71%で、12月末は62%ということで、かなり乖離が出ているという状況ですが、リバランスのルールというか、考え方はどのようにして行っているのか。

【回答】

- ・ それぞれの債券とか株ごとに乖離幅を設定しております。その幅を超えた場合、それを超えて上がったような場合、例えば国内株ですとプラス・マイナス4%、国内債券ですとプラス・マイナス10%、それから、外国株ですとプラス・マイナス4%、外国債券でプラス・マイナス2%、その幅を超える変動があった場合はそこでリバランスを行うということにしています。

【意見】

- ・ これはまだ乖離幅を超えていない状態ということか。

【回答】

- ・ 株は、年末ではまだ超えていなかったが、その後、今年の1月に入ってからリバランスをする状況が生じています。

〔その他〕

【意見】

- ・ 北海道は専業農家が多くて、農業者年金の新年金への加入者が多いのですが、国の政策によって、家族経営農業から法人経営農業に移る方が最近多くて、深川市も600戸ほどの農家の中で、法人に変わっていく割合が、もう少し経つと7%とか、そういうふうになってきている。国の助成のいただけるポイントの中でも、法人化だとか、それから雇用があるとポイントがもらえて助成金がもらえるというような仕組みもあり、若い人たちは法人化することが最近多くなってきていますし、規模が大きくなればなるほど法人化に移っていくということがあります。これから新年金への加入推進にあたっては、青色申告が義務づけられていますので、なかなかそういう面で、若い人の雇用のためには、いろいろな方策がまた別途、今までと違ったものが必要になってくるのではないかと考えておりますので、よろしく願いしたい。

【回答】

- ・ 法人化されますと厚生年金に加入することになるので、農業者年金に二重加入はできません。私どもは法人化を見据えている農家の方々にも、それでも農業者年金に加入したほうがいいですよと伝えています。なぜかという、農業者年金で積み立てた保険料は、後で仮に法人化したときにもらう厚生年金とは別に年金として支給される。だから、法人化されるといっても、なかなかすぐに足を踏み出せるものでもございませんし、何年かかかる間だけでも農業者年金にご加入いただければ、その分は将来厚生年金でもらう分に農業者年金がかわるようになるものですから、そういう意味で重要だと思えます。それから、先ほどの青色申告が必要なのは、政策支援の補助金をもらおうとする場合でありまして、老齢年金に加入するにあたっては要りませんので、そこは普通にご加入いただければよろしいかなというふうに思います。先ほどの青色申告もしなければならぬとか、いろんな所得の制限とかがかかって認定が厳しいのは、補助金がもらえる部分のところですので、根っこの老齢年金はそれはどなたでも、60日以上農業をやっている方であれば、例えば兼業農家の方でもお入りいただける制度でございます。

以 上